

第30回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日（木曜日）午後2時から午後3時まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席7名／定数9名）
- | | | | |
|-------------|------|-------|-------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 永坂邦男 | 山中力四郎 | 市古昭子 |
| | 原田孝司 | 黒田実 | 長谷部実 |
| | 藤浦利吉 | 近藤正孝 | 金子さか江 |
| | 三島孝二 | | |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 石川清勝 | 永井是充 | 藤関弘之 |
| | 新美康弘 | 加藤浩孝 | 下島良一 |
| | 杉浦孝明 | | |
4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員2名）
- | | | |
|--|------|------|
| | 金原節子 | 磯貝孝弘 |
|--|------|------|

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2 (1) 議案について (21件)

- | | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請の件 | 1件 |
| 議案第2号 | 地域計画の変更について | 1件 |
| 議案第3号 | 碧南農用地利用計画変更の件（農用地区域からの除外） | 1件 |
| 議案第4号 | 碧南農用地利用計画変更の件（用途区分の変更） | 2件 |
| 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画の公告について | 16件 |

(2) 報告事項について (21件)

- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 2件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 12件 |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による届出の件 | 5件 |

追加報告

- | | | |
|-------|---------------|----|
| 報告第4号 | 生産緑地あっせん願の件 | 1件 |
| 報告第5号 | 生産緑地あっせん不成立の件 | 1件 |

6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第30回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。16番委員、20番委員から欠席の届け出がありました。よって農業委員11名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は成立していただきますことをご報告いたします。

会長 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項及び農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、神谷昌明会長にお願いします。

議長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

議長 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議長 (「異議無し」の声)

議長 それでは、5番委員、6番委員をお願いします。

議長 次に、日程第2の議事に入ります。

事務局 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。

事務局 受付番号1734番
◎◎町◎丁目◎◎番 田 892㎡ はじめ 合計7筆 10,514㎡
につきまして、
□□町□丁目□□番地 □□□□ さん から
△△町△丁目△△番地 5番委員 へ 所有権移転の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。
対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が13,864㎡、畑が3,440㎡の計17,304㎡、借入地は田が855,101㎡です。
経営地は合計872,405㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴34年の△△さんと、33年の妻、10年と3年の子、30年の母の計5名です。
通作距離は、車で4分となっております。
第4号関係の、農作業従事日数は、母が250日、△△さん他3名が280日です。
第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、農協及び地域が行う共同管理、利用改善事業について参加協力し、周辺地域との良好な関係を継続するよう努力しますとのことです。

	<p>以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>12月8日に、西端地区の神谷会長と19番委員、事務局で、現場確認を実施しました。</p> <p>地図は、25ページから27ページにあります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の説明に関連して、私が事務局と共に現地確認を実施しましたので現地調査の結果を報告します。</p> <p>対象地は5番委員が元々利用権をつけている土地であり、きれいに耕作されておりました。</p> <p>続いて、19番委員お願いします。</p>
19番委員 会 長	<p>会長と同意見です。問題ないと思われます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、5番委員の関連議案について質疑に入ります。</p>
5番委員 会 長 会 長	<p>(退席)</p> <p>この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。</p>
議 場 会 長	<p>(「異議無し」の声)</p> <p>異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。</p>
5番委員 会 長	<p>(自席に戻る)</p> <p>次に議案第2号、「地域計画の変更について」ならびに議案第3号、「碧南農用地利用計画変更の件（農用地区域からの除外）」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをお開きください。議案第2号、3号ともに同じ事業計画に関するものですので、一括して説明いたします。</p> <p>議案第2号、地域計画の変更の件について、議案第3号、農用地利用計画変更の件（農用地区域からの除外）についてです。</p> <p>今回、地域計画区域内の面積から除外及び農業振興地域整備計画の農用地から除外するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。</p> <p>農振除外前に、地域計画を変更する必要があるため議案としては地域計画の変更が前の番号となっておりますが、議案第3号から説明させていただきます。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農用地利用計画変更（農用地区域からの除外）の件についてです。</p> <p>受付番号1736番</p> <p>施設の概要は、既存施設である××株式会社の拡張です。駐車場27台分、建築面積1,302㎡です。</p> <p>申出地は、◎◎町◎丁目◎◎番、田、1,302㎡で、</p> <p>所有者は□□町□丁目□□番地 12番委員です。</p> <p>農振除外を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地</p>

利用計画の変更の6要件である、

- 1 代替すべき土地がないこと。
- 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 3 土地利用への支障が軽微であること。
- 4 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- 5 施設機能への支障が軽微であること。
- 6 土地改良事業から8年経過していること。

の全ての条件をみたす必要があり、申請地はすべての要件を満たしております。

よって農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の農用地利用計画の変更の6要件を満たし、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、申出地の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く4団体についても、碧南市から意見照会が行われています。

令和7年12月8日に、西端地区の神谷会長、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は28ページにあります。

続きまして1ページ戻りまして、2ページの議案第2号 地域計画変更についてです。

受付番号1735番

変更地域は西端地域となります。

変更箇所は除外と同じ、◎◎町◎丁目◎◎番、田、1、302㎡です。

変更理由は、既存施設である××株式会社の拡張による農振除外のため、地域計画の面積からの除外です。この変更により、区域内の農用地面積が0.2ha減り、248.4haとなります。集積率等は変更ありません。またこの1筆については担う者が位置付けられていないため、地域計画の目標達成に影響はないと考えます。地域計画の変更にあたっては、碧南市農業委員会のほか、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区、明治用水土地改良区、愛知県中間管理機構、あいち中央農業共同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く5団体についても、碧南市から意見照会が行われています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

まず、只今の説明に関連して、私が事務局と共に現地確認を実施しましたので現地調査の結果を報告します。

現状は水稻の刈り取り後で草生え等もなく問題ないと思われます。

続いて、19番委員お願いします。

19番委員 会長と同じく、草生え等もないので問題ありません。

会 長 ありがとうございます。

それでは、12番委員の関連議案について質疑に入ります。

12番委員 (退席)

会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号ならびに議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第2号ならびに議案第3号は原案のとおり決定しました。

12番委員 (自席に戻る)

会 長 次に議案第4号、「碧南農用地利用計画変更の件(用途区分の変更)」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 4ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用計画変更の件(用途区分の変更)についてです。

この案件につきましては、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画を変更するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。

受付番号1737番

この案件は、農用地から農業用施設用地にするための用途区分の変更です。

申出人は、□□町□丁目□□番地 □□□□株式会社、

申出地は、◎◎町◎丁目◎◎番 現況雑種地 2,941㎡のうち1,024㎡です。

施設の概要は農業用倉庫1棟 建築面積38.61㎡、駐車場敷地12台分の設置をする申出でございます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区とあいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

また、隣地農地所有者からも用途区分変更することの同意を受けているとのことです。

令和7年12月8日の大浜地区の17番委員と20番委員、事務局で現場確認を実施しました。地図は29ページにあります。

受付番号1738番

この案件についても、農用地から農業用施設用地にするための用途区分の変更です。

申出人は、□□町□丁目□□番地 8番委員

申出地は ◎◎町◎丁目◎◎番 畑 212㎡です。

施設の概要はライスセンター1棟 建築面積145.50㎡の設置をする申出でございます。

市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区及びあいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。

また、隣地農地所有者からも用途区分変更することの同意を受けているとのこと

です。

令和7年12月9日の旭地区の3番委員と13番委員、事務局で現場確認を実施しました。地図は30ページにあります。

会 長 ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をします。

1737番について、17番委員お願いします。

17番委員 対象地は現在違反転用状態になっている場所でございます。事務局と申出者の間で対象地に関する是正計画が練られていると伺っておりますので順を追って是正につなげていただければと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、受付番号1738番についてです。

3番委員 お願いします。

3番委員 対象地は現在耕作されておりませんが、草生え等はございません。問題ないかと思われま。

会 長 ありがとうございました。

続いて、13番委員お願いします。

13番委員 3番委員と同意見です。問題無いと思われま。

会 長 ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

8番委員の案件を先決します。

8番委員 (退席)

会 長 8番委員の案件は、受付番号1738番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含めて、ご意見、ご質問ございませんか。

18番委員 会長。

会 長 18番委員。

18番委員 ライスセンターを建設とありますが、8番委員は今までライスセンターは所有していないのでしょうか。

事務局 対象地の隣地にライスセンターを所有しており、今回はライスセンターの増築と聞いております。増築によってライスセンターの大きさが約2倍になる見込みです。

18番委員 承知しました。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、8番委員関連の受付番号1738番は、原案のとおり決定しました。

8番委員 (自席に戻る)

会 長	それでは、先決1件を除く1件について、質疑に入ります。
18番委員	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会 長	会長。
18番委員	18番委員。
	受付番号1737番ですが直売所を建てる等、規模拡張し始める前に農地の上に建物を建てるのは違反転用である旨を地元の農業委員・最適化推進委員からアドバイスするべきであったと反省しております。今後も6次産業化が進んでいく中でこのような事案が発生すると思われるので、気を引き締めていく必要があると思います。
会 長	貴重なご意見ありがとうございました。
	他にご意見、ご質問ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第4号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第5号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
	事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。
	議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について説明致します。
	中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画(案)についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。
	案件は全て貸借権設定で、合計件数16件、合計面積23,339㎡です。内訳は、田15,062㎡、畑8,277㎡です。
	この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。
会 長	ありがとうございました。
	全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
	5番委員の案件を先決します。
5番委員	(退席)
会 長	5番委員の案件は、受付番号1754番です。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1754番は、原案のとおり決定しました。

5番委員
会 長 (自席に戻る)
次に、6番委員の案件を先決します。

6番委員
会 長 (退席)
6番委員の案件は、受付番号1741番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
6番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)
会 長 異議もございませんので、6番委員関連の受付番号1741番は、原案のとおり決定しました。

6番委員
会 長 (自席に戻る)
次に、8番委員の案件を先決します。

8番委員
会 長 (退席)
8番委員の案件は、受付番号1746番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
8番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)
会 長 異議もございませんので、8番委員関連の受付番号1746番は、原案のとおり決定しました。

8番委員
会 長 (自席に戻る)
次に13番委員の案件を先決します。

13番委員
会 長 (退席)
13番委員の案件は、受付番号1744番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
13番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)
会 長 異議もございませんので、13番委員関連の受付番号1744番は、原案のとおり決定しました。

13番委員
会 長 (自席に戻る)
それでは、先決4件を除く12件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 場 (「異議無し」の声)
会 長 異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定しました。
会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 12件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 5件

合計19件及び

追加報告

報告第4号 生産緑地あつせん願いの件 1件

報告第5号 生産緑地あつせん不成立の件 1件

合計21件

一括報告してください。

事務局

(報告)

会長

ありがとうございました。

会長

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会長

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会長

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会長

無いようですので以上をもちまして、第30回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後3時閉会～